

保育所運営費市加配部分に伴う児童一人あたりの単価について

令和2年度
(確定)

- 1 国基準加算額については、4歳以上を基本として歳児別の配置基準の差に基づいて算出している。
- 2 0歳児、2歳児及び3歳児については、国と市の配置基準が同数のため、加算なし。
(※3歳児については給付費等の加算で対応される。)
- 3 定員区分及び定員内外の区別はない。

1. 基本加算単価

国基準加算額		1歳児	4歳児	5歳児
		65,680	0	0
内訳	管理費加算	4,336	0	0
	人件費加算	52,675	0	0
	生活費加算	8,669	0	0
市基準加算額		1歳児	4歳児	5歳児
		79,930	7,210	2,880
内訳	管理費加算	5,420	542	216
	人件費加算	65,841	6,668	2,664
	生活費加算	8,669	0	0
基本加算単価		1歳児	4歳児	5歳児
		14,250	7,210	2,880
内訳	管理費加算	1,084	542	216
	人件費加算	13,166	6,668	2,664
	生活費加算	0	0	0

【参考】国及び京都市の配置基準

	1歳児	4歳児	5歳児
国	6 : 1	30 : 1	30 : 1
京都市	5 : 1	20 : 1	25 : 1

基本加算単価
+
処遇改善等加算単価
= 市加配部分保育単価

2. 処遇改善等加算単価

処遇改善等加算単価	1歳児	4歳児	5歳児
加算率1%当たり	140	70	20
加算率 19%	2,660	1,330	380
加算率 18%	2,520	1,260	360
加算率 17%	2,380	1,190	340
加算率 16%	2,240	1,120	320
加算率 15%	2,100	1,050	300
加算率 14%	1,960	980	280
加算率 13%	1,820	910	260
加算率 12%	1,680	840	240
加算率 11%	1,540	770	220
加算率 10%	1,400	700	200
加算率 9%	1,260	630	180
加算率 8%	1,120	560	160
加算率 7%	980	490	140
加算率 6%	840	420	120
加算率 5%	700	350	100
加算率 4%	560	280	80
加算率 3%	420	210	60
加算率 2%	280	140	40

上記加算額を各歳児の児童数に応じて積算する。